

●香川県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年2月22日から同年3月14日まで一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所東琴平線（190号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 上所2731番2地先から 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 中所2563番2地先まで	前	5.8~13.0	300	旧道の町道移管 45m 炭所西善通寺線 との重用解消 255m
仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 上所2731番1地先から 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 上所2703番2地先まで	前	8.4~55.0	294	
仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 上所2731番1地先から 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎 上所2703番2地先まで	後	8.4~55.0	294	